スポーツ安全保険加入の意向回答票

富谷市保健福祉部子育て支援課

「スポーツ安全保険」は放課後児童クラブの管理下において児童が災害にあった場合、その補償の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童の名簿を提出することになっております。給付の主な内容は次のとおりです。

原則全員加入ではありますが、他の保険に加入されている方で、児童クラブが補償対象となっており、下記の補償内容がまかなわれる場合は、こちらの保険への加入を強制はいたしません。他の保険に加入されている場合は、そのことがわかる書類の写しを児童クラブにご提出ください。

記

１　スポーツ安全保険とは

誰もが安心してスポーツや文化など団体・グループ活動（社旗教育活動）に参加できるようにするため、小さな掛け金で大きな補償が得られる公益目的事業の保険です。

２　スポーツ安全保険の加入について

児童クラブ管理下における「児童クラブの活動中」の事故や児童クラブから自宅との通常の経路往復中の事故の医療費等を補償します。

なお、児童クラブ管理下とは、次の場合をいいます。

①活動中
②児童クラブの月計画に基づく行事
③通常の経路及び方法による通所中（登降所中）

３　補償内容

傷害保険　　：急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡・後遺障害・入院・手術・通院を補償
賠償責任保険：他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償
突然死葬祭費用保険：突然死（急性心不全・脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

＿＿＿年生　児童氏名（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（H・R　　年　　月　　日生）

令和９年度とみや放課後児童クラブを利用する間、上記児童は公益財団法人スポーツ安全協会と締結するスポーツ保険に

□加入します

□加入しません

令和　　年　　月　　日

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿